

学校教育法施行細則に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十四号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和五十一年三月三十日奈良県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までの規定中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第十条、第十四条及び第十五条の三中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「~~児童数~~とし」を「~~児童数~~とし、義務教育学校では、「児童数」を「児童数及び生徒数」とし」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。